

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社は、警備業・ビルメンテナンス業を中心とする地域事業者や協力会社との連携を強化し、現場の安全管理・防災活動・省エネ清掃の分野で共同プロジェクトを推進します。

また、業務効率化やサービス品質の向上を目的に、オープンな意見交換会や共同研修を開催し、地域全体の「安全・快適な環境づくり」に貢献します。

b. IT 実装支援

当社は、現場報告や勤怠管理などのデジタル化を推進し、協力会社にも利用しやすい業務アプリやクラウドシステムを共有します。

デジタルリテラシー教育や IT 操作研修を通じて、協力会社の人材育成を支援し、サプライチェーン全体での生産性向上を図ります。

c. グリーン化の取組

清掃・警備の現場で使用する資材や消耗品について、環境配慮型製品の調達を推進します。

「フォレスト・サポーターズ」「プラスチック・スマート」などの環境施策に賛同し、再生資源利用や廃棄物削減を通じて脱炭素化に貢献します。

d. 健康経営に関する取組

「Sport in Life」プロジェクトに賛同し、社員および協力会社の健康づくりを推進します。

安全衛生教育・メンタルケア研修・運動促進活動を通じて、現場で働くすべての人が心身ともに健やかに働く職場環境を整えます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・サプライチェーン全体での価格転嫁・取引改善を促すため、取引先説明会を年1回開催し、パートナー企業の声を反映します。
- ・「ホワイト物流」推進運動に賛同し、配送や資材搬送の効率化・環境負荷低減を進めます。
- ・現場パートナーとの「安全品質ミーティング」を定期開催し、安全・衛生・品質・コスト改善を“Win-Win”で実現します。
- ・取引先満足度調査を実施し、その結果を改善計画に反映します。

2025年10月28日

株式会社 建美

企 業 名

代表取締役 幡司 道士哉

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。